

静岡県告示第661号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
島田市川根町家山字タルノクチ3263の9、3263の15、3263の16
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅